

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	6	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISAの拡充・利便性向上		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、年間100万円までの上場株式等への新規投資について、その譲渡所得及び配当所得が最長5年間非課税となる措置である（平成26年1月より導入）。 NISAの導入により、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されている。</p> <p>・特例措置の内容 NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の拡充及び利便性向上を図るために以下の項目について措置を講ずること。</p> <p>① ジュニアNISA（仮称）の創設 - ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者の口座開設を可能とすること</p> <p>② NISAの年間投資上限額の引き上げ - 年間投資上限額を、毎月の定額投資に適した金額（120万円：10万円×12か月）に変更すること</p> <p>③ NISAの利便性向上 - NISA口座開設手続等の簡素化 NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること - 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずること</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲171 （ ▲1,733 ） [平年度] ▲853 （ ▲8,667 ） [改正増減収額] ▲2,000 （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 NISAの普及・定着を図る観点から、NISAの拡充・利便性向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>（2）施策の必要性 NISAは、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として平成26年1月より導入された制度である。 NISAについては、制度開始後3ヶ月で、650万件を超える口座開設があり、総買付額は1兆円にのぼるなど、国民の高い関心が寄せられている。 一方、NISA口座の開設者については、中高年の投資経験者が大半を占め、20代、30代の若年層は約1割にとどまっているなど、制度の目的である投資家の裾野拡大に向けて、若年層や投資未経験者層への普及が課題となっている。 また、更なる投資を呼び込むために年間投資上限額を引き上げるとともに、積立投資に適した金額としていく必要がある。 こうした観点から、現行制度の拡充及び利便性向上を図るため、上記の措置を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 (平成26年6月24日 閣議決定)・抄</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 金融・資本市場の活性化 ③ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立 ・豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため、 - NISAの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。</p>
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供すること。若年層の投資を促すこと。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年～35年(10年間) (非課税期間は各年1月1日から5年間)
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	平成26年3月末時点で、NISA口座開設数は650万3,951口座、買付額は1兆34億4,608万円となっており、個人投資家への投資機会の提供に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,575万人(平成25年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「平成25年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の拡充及び利便性向上を図り、個人投資家の証券市場への参加拡大、及び長期分散投資による資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度を拡充及び利便性を向上させ、一層の普及定着を図るものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年 3 月末時点で、N I S A 口座開設数は 650 万 3,951 口座、買付額は 1 兆 34 億 4,608 万円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>対象外</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 26 年 3 月末時点で、N I S A 口座開設数は 650 万 3,951 口座、買付額は 1 兆 34 億 4,608 万円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供すること。若年層の投資を促すこと。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 26 年 3 月末時点で、N I S A 口座開設数は 650 万 3,951 口座、買付額は 1 兆 34 億 4,608 万円となっており、個人投資家への投資機会の提供に寄与している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 N I S A の創設 ・平成 22 年度改正 N I S A の法制化 ・平成 23 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 N I S A の恒久化等 ・平成 26 年度改正 N I S A の利便性向上
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>